

埼玉県公金管理総合調整委員会設置要綱

(目的)

第1条 ペイオフ解禁後の取引先金融機関の経営破綻に備え、県公金を統一的かつ適切に管理保全するため、埼玉県公金管理総合調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、調整する。

- (1) 公金管理に係る全庁的な方針の策定に関する事項
- (2) 公金の保全対策のうち部局を超えて協議調整が必要な事項
- (3) 取引先金融機関の経営危機又は経営破綻への対応に関する事項
- (4) その他公金の保全対策及び公金管理に必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 副知事
- (2) 会計管理者
- (3) 企画財政部長
- (4) 危機管理防災部長
- (5) 福祉部長
- (6) 産業労働部長
- (7) 農林部長
- (8) 企業局長
- (9) 下水道局長

2 委員会に、会長1人、副会長3人を置く。

3 会長は会計管理者を所管する副知事とし、副会長は会長以外の副知事及び会計管理者とする。

4 委員は、やむを得ないときは、部下の職員を代理出席させることができる。

5 会長が必要と認めるときは、基金及び制度融資の預託金を所管する部長に出席を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員は、必要と認めるときは、会長に対し委員会の招集を要請することができる。

3 会長は、緊急に協議、調整する事態が発生したときは、関係する委員のみを招集し、又は会議に替えて持ち回りによることができる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

5 会長の職務を代理する副会長の順序は、副知事を第1順位とし、会計管理者を第2順位とする。

6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(調整会議)

第5条 委員会は、必要により、調整会議を設置することができる。

2 調整会議の構成及び検討事項等については、必要の都度、会長が別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は会計管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成14年3月4日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年11月12日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。